

2. 道路・交通体系に関する方針

(1) 道路・交通体系に関する基本方針

①広域交通軸の強化

他都市間を広域的に連絡し、市街地の骨格を構成する国道128号については、主要幹線道路であるとともに、本町の中心となる商業地の骨格を構成することから、歩行空間の確保・充実を進め、安全安心して買物ができる環境形成を促進します。

また、広域交通軸である圏央道を結ぶ茂原一宮道路（長生グリーンライン）の整備促進を図ります。

②都市の骨格を形成し、都市の利便性と防災性を高める幹線道路の整備促進

市街地と各拠点地区等とを連絡し、都市の骨格を形成する主要地方道、一般県道、幹線町道及び都市計画道路について、都市の利便性の向上のため格子状の幹線道路ネットワークの形成・充実を図ります。

特に、東西方向の幹線道路（国県道、町道、都市計画道路）については、防災性強化の一環として、最大クラスの津波から逃げやすい機能を備えた幹線道路の整備・拡充を推進します。

③歩行者等にやさしく、魅力的な道づくりの推進

上記幹線道路の整備により歩道や交通安全施設の設置・拡充と併せて、自転車道や遊歩道（関東ふれあいの道）等から構成される緑のネットワーク等人が集まるところに、ベンチの設置などを推進することにより、人にやさしい道づくりを進めます。

また、都市のシンボル軸と位置づけた県道一宮停車場線と海浜リゾート軸として位置づけた主要地方道飯岡一宮線については、地域の特性に合ったストリートファニチャーの設置や植栽等の設置などにより、個性的で魅力的な道づくりを進めます。

特に、都市のシンボル軸の一部を構成するJR上総一ノ宮駅から玉前神社の参道に至る道路については、歴史的な雰囲気が感じられる魅力的な道づくりを進めます。



海浜リゾート軸の主要地方道飯岡一宮線

また、都市のにぎわい拠点内（特に、歴史・文化の拠点地区及び商業業務地）においては、多くの人々が集まることから、安全安心して回遊できるよう地域の実情に合わせた魅力的で歴史性を感じさせる道づくりと街灯、案内標識の設置などにより安全でわかりやすい道づくりを進めます。

さらに、学び・文化の拠点地区に位置づけた一宮小学校から一宮町G S Sセンターに至る区域については、児童・生徒の交通安全を確保する環境づくり・道づくりを図ります。

④公共交通の利便性向上と公共交通環境の維持・改善

公共交通については、福祉施策の一環として高齢者・障がい者を対象とした乗合タクシーの拡充を検討していきます。

高齢化の進展への対応や公共交通機関の利便性向上と利用促進を図るため、交通結節点としてのＪＲ上総一ノ宮駅前広場とその周辺地区の整備を促進します。

⑤長期整備未着手都市計画道路の見直し検討

長期間（20年間以上）にわたり整備が行われていない路線については、将来交通量推計を踏まえて、幹線道路ネットワークや交通量、費用対効果などの観点から、必要性を検証していきます。

（2）道路・交通体系の整備方針

①広域幹線道路

○茂原一宮道路（長生グリーンライン）

圏央道と本町及び以南の都市とを広域的に結ぶ路線であり、早期整備を促進します。

○国道128号（一部、都市計画道路3・4・5宮原海岸線、3・5・7国道128号線と重複）

周辺都市間を広域的に連絡する道路であり、また、本町の骨格道路として、歩道等の拡充整備を促進します。

②幹線道路

○主要地方道飯岡一宮線

国道128号と、北側に隣接する長生村～旭市方面等九十九里海岸沿いの市町村を広域的に連絡するとともに、海浜リゾートゾーンの骨格道路として、円滑な交通処理とゾーン内の連携強化、及び観光客と地域住民の安全性の確保を図ります。併せて、リゾート地として個性的で魅力的な道路・沿道景観づくりを進めます。

○県道南総一宮線

国道128号と、西側に隣接する陸沢町・長南町を経て市原市の国道297号並びに、茂原一宮道路（長生グリーンライン）を介して圏央道を広域的に結ぶ路線であり、また一宮市街地西側地域の骨格を構成する都市交通軸として、一宮市街地部の機能強化と交通環境の改善を図るために整備を促進します。併せて、津波災害時の避難機能の強化や鉄道東側地域の交通利便性向上と地域振興ひいては都市の発展にとって大きな役割を果たすことが考えられることから、延伸整備を検討します。

○県道一宮片貝線

主要地方道飯岡一宮線とともに、国道128号と九十九里海岸部の市町村を広域的に連絡し、広域交通の円滑な処理を図ります。

○県道一宮停車場線

(一部、都市計画道路3・3・1一宮駅東口線および3・4・2一宮駅西口線と重複)

都市のにぎわい拠点と海岸部を結ぶ都市交通軸として、また本町のシンボル的な骨格道路（都市のシンボル軸）として、拡充整備を促進するとともに、個性的で魅力的な道路景観の維持・充実を図ります。

○県道松丸一宮線

国道128号と主要地方道茂原夷隅線とを結節し、広域交通の円滑処理を図ります。

○県道一宮椎木長者線

県道夷隅太東線とともに、国道128号と主要地方道茂原夷隅線とを結節し、広域交通の円滑処理を図ります。

○町道1-7号線

一部区間が都市計画道路3・4・5宮原海岸線と重複する路線であり、国道128号と主要地方道飯岡一宮線を東西方向に結ぶ一宮川以北の地域の骨格道路として、整備を図ります。

○町道1-10号線

町のほぼ中央部を縦断し、県道一宮停車場線と国道128号を結ぶ骨格路線であり、整備を図ります。

○町道1-12号線

国道128号と主要地方道飯岡一宮線を結び、東浪見地域交流拠点の骨格を構成する路線として、整備を図ります。

○町道1072号線、町道2101号線

県道一宮片貝線と、町道1-7号線及び県道一宮停車場線とを結ぶ路線として、整備を図ります。

○町道2140号線

県道一宮停車場線と国道128号を結び市街地の東側の外郭を構成する骨格道路であり、南北方向の幹線道路として、整備を図ります。

③補助幹線道路

補助幹線道路は、上記幹線道路を補完する道路として、地域の骨格、市街地の骨格を構成する県道及び幹線町道で構成します。

補助幹線道路としては、県道一宮停車場線の一部区間、県道南総一宮線の一部区間、

町道1-3号線、町道2-1号線、町道2-8号線等を位置づけ、拡充整備を図っていきます。

④生活道路

生活道路は、町民の日常生活を支える道路として、道路幅員の確保、歩道や交通安全施設・街灯の設置などを地域の実情を踏まえて整備を図るとともに、住民との協働により植栽や美化などを行い、歩行者に優しい道づくりを進めます。

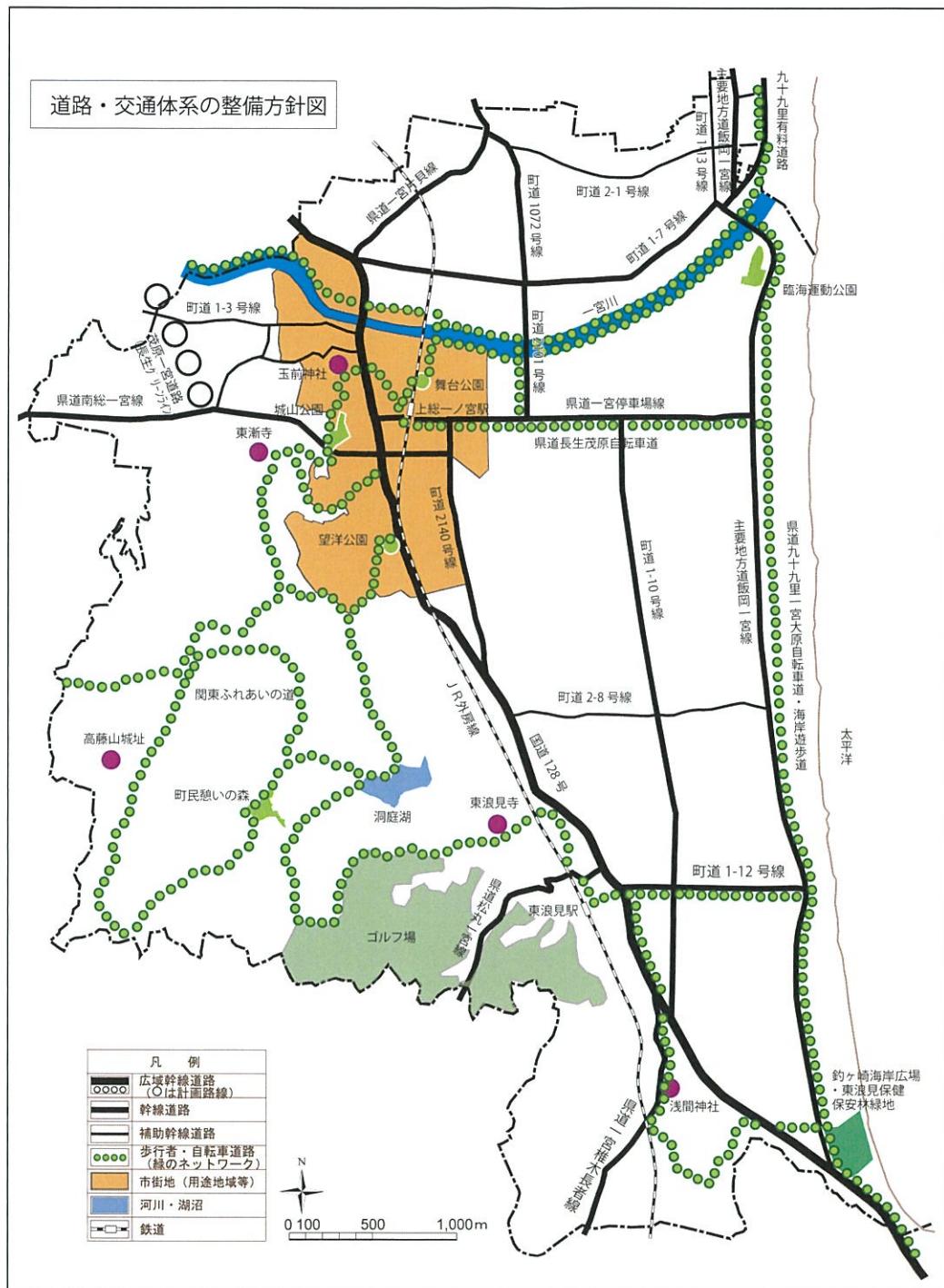
⑤歩行者・自転車道路（緑のネットワーク）

都市のにぎわい拠点を中心とした市街地内においては、既存道路及び都市計画道路の整備推進などにより、高齢者や障がい者などが安全で安心して歩きやすい歩道、わかりやすい案内標識や防犯灯などの交通安全施設の設置を図ります。特に、都市のにぎわい拠点の県道一宮停車場線のJR上総一ノ宮駅から玉前神社までの商業地内の区間においては、コミュニティ道路化等により安全に歩くことができ歴史的な雰囲気が感じられる魅力的な道づくりを推進します。

また、「緑のネットワーク」づくりを推進するため、都市のにぎわい拠点等の各拠点や主な緑の交流拠点地区等を結ぶ自転車道・海岸遊歩道、幹線道路の歩道部、一宮川沿いの道路等を軸とした歩行者・自転車用道路ネットワークの整備を推進します。



緑のネットワークの県道九十九里一宮大原自転車道



(参考)

既決定都市計画道路網等図

